## 農地利用意向調査について

農業委員会では、毎年、7月から8月にかけて、市内の農地に対して、「農地利用状況調査(農地パトロール)」を実施し、その結果、「再生可能」と判断された遊休農地の所有者等に対しては、11月に今後の農地利用について「農地利用意向調査」(郵送)を実施しています。

この調査の結果、意志どおりに対応されない場合や、未回答の場合は、下図のとおり<u>翌年度から課税が</u>強化(現行の1.8倍)されることとなります。

## ※農地利用意向調査の流れ

[所有者が把握できる場合]

## 【農地利用調査を実施】

農業委員会から遊休農地の所有者に対して

- ①農地中間管理機構へ貸し付ける
- ②第三者に売却または貸し付ける
- 3自ら耕作をする

・・・・などの意向を調査

①の場合

農地中間管理機構が借り受けることが出来るか判断。

適合する

適合しない

中間管理権取得協議

農地所有者・農業委 員会へ借り受けるこ とが出来ない旨の通 知 6カ月後の状況確認

意志どおり実施しているか

23の場合

または、無回答で農地の状況が改善されてい

・意志どおり対応済み

- ・意志どおり未対 応済
- ・無回答で改善されていない

耕作再開農地として 登録

(引き続き耕作して ください) 勧告の実施

※勧告された翌年から 固定資産税等の課税を 強化